

常陸太田市市民雇用奨励金

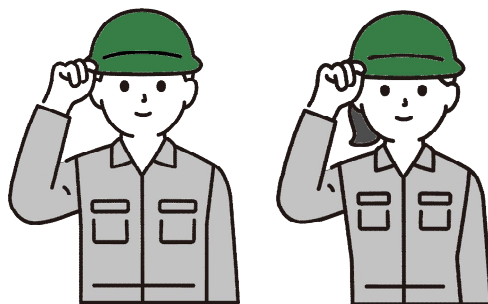
市内の事業者が、新卒等の市民を正規雇用し、一定期間継続して雇用した場合、事業者に奨励金を交付します。

奨励金の額

雇用1人あたり

15 万円

◆予算の範囲内における補助とします。



交付期間

最長で交付決定を受けた年度から3年度目まで

◆年度ごとの申請手続きが必要です

対象事業者

市内に主たる事業所・勤務地がある 雇用保険適用事業者

◆事業内容によっては対象とならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

交付対象者

- ・雇用日前1年以内に学校に在籍していた市民を、平成28年4月1日以降に正規雇用者として雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合
- ・奨励金交付申請年度の前年度の求人において、事業者の都合による内定取消し及び求人取消しをしていないこと
- ・奨励金交付申請年度及びその前年度に、事業者の都合により他の正規雇用者を解雇していないこと
- ・市税等の滞納がないこと
- ・事業者の代表者又は役員の2親等以内の親族を雇用したものでないこと

申請期間

新卒等の市民を雇い入れた日から起算して1年経過後6ヶ月以内

その他

◆虚偽その他不正な行為があった場合は、奨励金の交付決定の取消しや返還となる場合があります。

手続きの流れ

①交付申請

【申請者】
交付申請書(様式第1号)及び市民雇用年月日等証明書(様式第2号)を提出します

②交付決定

【市】
交付決定通知書を送付します

③交付請求

【申請者】
交付請求書(様式第4号)を提出します

④補助金交付

【市】
指定の口座へお振り込みします

提出先・お問い合わせ先

常陸太田市商工観光部商工振興・企業誘致課

〒313-8611 常陸太田市金井町3690

TEL : 0294-72-3111(内線621・622) FAX : 0294-72-0288

E-mail : yuchi@city.hitachiota.lg.jp

HP : <https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page004820.html>

